

監 第 1 0 4 号
令和4年12月26日

かほく市長
油 野 和 一 郎 様

かほく市監査委員 黒 田 太喜雄

かほく市監査委員 竹 内 幹 雄

令和4年度定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により報告いたします。

令和4年度

定期監査報告書

かほく市監査委員

目 次

第1	監査の趣旨	1
第2	監査のテーマ	1
第3	監査の目的	1
第4	監査の種類	1
第5	監査の対象及び方法	2
第6	監査の実施場所及び日程	2
第7	監査の評価項目（着眼点）	2
第8	監査の実施内容	3
1.	予算執行状況及び事務事業について	3
2.	プロポーザル方式を活用した契約の実施状況について	7
3.	物品・消耗品等の調達方法について	9
第9	監査の結果	9
第10	総括意見	10

第1 監査の趣旨

地方自治法第2条第14項から第16項の規定に基づき、行政事務が適正に執行され、かつ組織及び運営の合理化に努め、その目的を達成しているか監査する為、同法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査等を、かほく市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して実施した。

第2 監査のテーマ

- 1 予算執行状況及び事務事業について
- 2 プロポーザル方式を活用した契約の実施状況について
- 3 物品・消耗品等の調達方法について

第3 監査の目的

- 1 予算執行状況及び事務事業について
財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかを主眼として、各課より令和4年度（上期）における執行状況等の監査資料の提出を求め、諸帳簿、証憑書類を審査し、関係職員から説明を聴取して監査を行う。
- 2 プロポーザル方式を活用した契約の実施状況について
プロポーザル方式について、近年かほく市でも取り入れられてきているが、その手続きや事務の流れ等について調査・検証し、更なる効率的で効果的なプロポーザル方式の実施に向けた取り組みに繋げる。
- 3 物品・消耗品等の調達方法について
市業務の執行・運用における物品・消耗品等について、市内外事業者からの調達の状況を調査・検証することで、事務の効率化のみならずリスク認識及び地域振興に資することを目的とする。

第4 監査の種類

- 1 予算執行状況及び事務事業について
地方自治法第199条第1項の規定による監査（財務監査）
- 2 プロポーザル方式を活用した契約の実施状況について
地方自治法第199条第2項の規定による監査（行政監査）
- 3 物品・消耗品等の調達方法について
地方自治法第199条第2項の規定による監査（行政監査）

第5 監査の対象及び方法

1 予算執行状況及び事務事業について

令和4年4月～令和4年9月末現在の予算の執行状況について各課より所定の調書の提出を求め、調書に基づく事前調査を実施し、その結果を受けて本監査で担当課長等から着眼点について聴取した。

2 プロポーザル方式を活用した契約の実施状況について

各課よりプロポーザル方式の実施状況について、所定の調書の提出を求め、調書に基づく事前調査を実施し、その結果を受けて本監査で担当課長等から着眼点について聴取した。

3 物品・消耗品等の調達方法について

各課で購入されている物品・消耗品等を対象とし、所定の調書の提出を求め、調書に基づく事前調査を実施し、その結果を受けて本監査で担当課長等から着眼点について聴取した。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

かほく市庁舎

2 日程

事前調査(資料作成を含む) 令和4年10月3日(月)～10月28日(金)

本調査 令和4年11月8日(火)～11月17日(木)

3 本調査 監査対象部課

総務部 情報推進課・税務課

市民生活部 市民生活課・子育て支援課

健康福祉部 長寿介護課・健康福祉課

産業建設部 産業振興課

教育部 学校教育課・生涯学習課・スポーツ文化課

第7 監査の評価項目（着眼点）

1 予算執行状況及び事務事業について

(1) 財務事務の執行や経営に係る事業の管理が適正で効率的かつ効果的に行われているか。

(2) 基本的な事務の執行が、適正かつ合理的、効率的に行われているか。

(3) 今年度予定している主要事業（新規・拡充事業）が、計画的かつ順調に執行されているか。

- 2 プロポーザル方式を活用した契約の実施状況について
 - (1) 各部署における事務執行の手続きや流れはどのように行われているか。
 - (2) 各部署間の手続きや流れについて共通・共有化されているか。
- 3 物品・消耗品等の調達方法について
 - (1) 調達先や調達方法等はどのように行われているか。
 - (2) 受取（納品）方法等はどのように行われているか。
 - (3) 効率性やリスクについて検証されているか。

第8 監査の実施内容

1. 予算執行状況及び事務事業について

各課の予算の執行状況詳細については、別紙資料1「1. 予算執行状況及び事務事業について」のとおりである。

情報推進課

(1) 予算の執行状況

一般会計における上半期としての執行率が50%を下回るものは、歳入並びに歳出に関し全て下半期並びに年度末において執行されるものであった。

ケーブルテレビ特別会計における上半期としての執行率が50%を下回るものは、歳入並びに歳出に関し全て下半期又は年度末にて執行されるものであった。

(2) 事務事業（概要）

新規事業として「オンライン受付業務の拡充」「基幹系システムの共通化、標準化対応」、「スキャナ利用による文書電子化の拡充」がある。「オンライン受付業務の拡充」においては、これまでに約50の業務について、オンライン受付を実施しているとのことであった。

税 務 課

(1) 予算の執行状況

一般会計における上半期としての執行率が50%を下回るものは、歳入並びに歳出に関し全て下半期又は年度末において執行されるものであった。

(2) 事務事業（概要）

拡充事業として「e T A Xを通じた電子納付拡充のためのシステム改修」を、令和5年度開始に向け令和4年11月に契約を締結し、現在準備を進めているとのことであった。

市民生活課

(1) 予算の執行状況

一般会計における上半期としての執行率が50%を下回るものは、歳入並びに歳出に関し全て下半期又は年度末において執行されるものであった。

(2) 事務事業（概要）

新規事業として「転入・転出手続のワンストップ化に伴うシステム連携機能構築」を令和5年2月のサービス開始に向けて準備を進めているとのことであった。

子育て支援課

(1) 予算の執行状況

一般会計における上半期としての執行率が50%を下回るものは、歳入並びに歳出に関しほとんどが下半期又は年度末において執行されるもので、歳出の一部に関しては事業の延期による未執行のものがあった。

(2) 事務事業（概要）

新規事業は4件で、「育児担当制保育と医療的ケア児保育の実施」、「こども園紙おむつサブスクサービスの創設」、「地域少子化対策事業の実施（女性活躍サポート事業c o c o k a r a エールの実施）」、「感染予防備品の購入」であった。

拡充事業は4件で、「学童保育クラブの開設（宇ノ気南部学童保育クラブ、外日角第4学童保育クラブ）」、「赤ちゃんすくすく応援事業の実施」、「子育て支援センターの運営拡充（七塚子育て支援センターの再開）」であった。

長寿介護課

(1) 予算の執行状況

一般会計における上半期としての執行率が50%を下回るものは、歳入並びに歳出に関しほとんどが下半期又は年度末において執行されるもので、歳出の一部に関しては実績がないことによる未執行のものがあった。

(2) 事務事業（概要）

新規事業は4件で、「介護予防や介護ボランティア活動参加者へのポイント事業」、「相談事業の充実と成年後見生徒促進による中核機関立上準備」、「認知症施策推進のためのチームオレンジ立上支援」、「フレイル対策住宅改修給付の実施」であった。

拡充事業は1件で、「かほくプラチナ筋力アップ体操の普及」であった。

健康福祉課

(1) 予算の執行状況

一般会計における上半期としての執行率が50%を下回るものは、歳入並びに歳出に関しほとんどが下半期又は年度末において執行されるもので、歳出の一部に関しては実績がないことによる未執行のものがあった。

(2) 事務事業（概要）

新規事業は3件で、「带状疱疹ワクチン接種助成」、「子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨（制度改正に伴う再開）」、「予防接種事業のAI-OCR導入」であった。

拡充事業は2件で、「妊婦・産婦・乳児検診の実施（3歳児健診における臨床心理士による発達相談）」、「運動習慣定着化事業（坂道ウォーキングイベント開催及びスモールチェンジ普及）」であった。

産業振興課

(1) 予算の執行状況

一般会計における上半期としての執行率が50%を下回るものは、歳入並びに歳出に関しほとんどが下半期又は年度末において執行されるものであり、歳出の一部に関しては実績がないことによる未執行のものがあった。

(2) 事務事業（概要）

拡充事業では、「北部交流ゾーン活性化事業（旧巨峰団地再生に向けた勉強会の立ち上げ、かぶらずし復興にかかる事業補助金）」を実施し、旧巨峰団地再生に向け下半期に先進地の視察を実施していた。また、かぶらずし復興にかかる事業については、今年度に大海麴を使用したかぶらずしの販売に向け事業を実施していた。

学校教育課

(1) 予算の執行状況

一般会計における上半期としての執行率が50%を下回るものは、歳入並びに歳出に関しほとんどが下半期又は年度末において執行されるものであり、歳出の一部に関しては事業中止による未執行のものがあった。

(2) 事務事業（概要）

新規事業は6件で、「学力向上対策（学校保護者間の連絡受段デジタル化、統合型校務支援システムの本格運用）」、「学習環境の充実（部活動のあり方検討委員会の設置）」、「教育基盤の整備強化（小中学校トイレ洋便化工事、宇ノ気小学校エレベーター棟増築工事）」、「感染予防備品の購入」であった。

拡充事業は3件で、「学力向上対策（就学援助制度の支給額見直し）」、「学習環境の充実（教員業務支援員の配置拡充、部活動指導員の配置拡充）」であった。

生涯学習課

(1) 予算の執行状況

一般会計における上半期としての執行率が50%を下回るものは、歳入並びに歳出に関し全て下半期又は年度末において執行されるものであった。

(2) 事務事業（概要）

新規事業は8件で、「国民文化祭の開催準備（令和5年度の開催に向けての準備）」、「電子図書館の開設（システム導入委託費、システム利用料、ライセンス料）」、「石川県西田幾多郎記念哲学館『開館20周年記念』事業（講演会・特別展と企画展関連イベント等の消耗品、新グッズ製作、ポスター・チラシ作成）」であった。

スポーツ文化課

(1) 予算の執行状況

一般会計における上半期としての執行率が50%を下回るものは、歳入並びに歳出に関し全て下半期又は年度末において執行されるものであった。

(2) 事務事業（概要）

新規事業は2件で、「市史編さん室の設置」、「イオンとの連携によるイベントの開催」である。「市史編さん室の設置」事業については、令和6年度内に図説編を刊行予定とのことであった。

2. プロポーザル方式を活用した契約の実施状況について

本監査を実施した監査対象部課に係るプロポーザル方式を活用した契約の内訳及び実績の詳細については、別紙資料2「2. プロポーザル方式を活用した契約の実施状況について【調査票集計結果】」のとおりである。

税 務 課

「かほく市納税コールセンター業務」の事業について、3年ごとにプロポーザル方式を実施。

これまで3回実施した内の2回は、結果として事業者1者の参加となったが、事業としては徴収率アップにつながり、引き続き、複数事業者が参加出来るような環境づくりに努めるとのことであった。

子育て支援課

令和2年度に、次の2つの事業についてプロポーザル方式を実施。

参加した事業者は「かほく市こども屋内運動施設指定管理業務委託」は1者、「認定こども園施設整備事業補助金」は3者であった。

プロポーザル方式の実施により、民間の活力を利用する運営委託を行えたとのことであった。

長寿介護課

「看護小規模多機能型居宅介護公募」の事業について、令和3年度にプロポーザル方式を実施。

参加した事業者は1者であり、公平公正に行うことができたことによりプロポーザルを有効と判断した一方で、事務遂行における難しかった点について評価点の定め方に苦慮したとのことであった。

都市建設課

「かほく市谷公園屋内遊び場整備工事（遊具等設置工事）」の事業について、令和2年度にプロポーザル方式を実施。

参加した事業者は5者であり、選定委員会のほか近隣こども園・小学校を対象にアンケート調査を実施し、評価に反映することができたとのことであった。

スポーツ文化課

令和元年度に「(仮称) かほく市総合体育館整備事業におけるPPP/PFI導入可能性調査業務委託」及び「(仮称) かほく市総合体育館民間事業者募集選定アドバイザー業務委託」、令和2年度に「(仮称) かほく市総合体育館等整備・運営事業」、令和3年度に「(仮称) かほく市総合体育館整備事業設計建設モニタリング及び直接協定締結支援業務委託」のプロポーザルを実施。

参加した事業者は「(仮称) かほく市総合体育館整備事業におけるPPP/PFI導入可能性調査業務委託」は4者、「(仮称) かほく市総合体育館民間事業者募集選定アドバイザー業務委託」及び「(仮称) かほく市総合体育館等整備・運営事業」は2者、「(仮称) かほく市総合体育館整備事業設計建設モニタリング及び直接協定締結支援業務委託」は1者であり、事務遂行で難しかった点として「事務処理マニュアルがないこと」を挙げていた。

※PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）：公民が連携して公共サービスの提供を行う計画や枠組みであり、PFIはPPPの代表的な手法の一つ。

※PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）：公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る。

3. 物品・消耗品等の調達方法について

各課の物品・消耗品等の調達方法詳細については、別紙資料3「3.物品・消耗品等の調達方法について【調査票集計結果】」のとおりである。

概ね市内業者を利用し調達しており、小中学校等では、取りまとめの上一括で購入するなど、効率化のための取組が見受けられた。

ただ、一部の部署においては、公用車や私用車で市外に出向き、調達しているところがあり、往復の燃料消費や時間的ロスなどの効率性、身体的負担や交通事故などのリスクがあると感じられた。

第9 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 財務監査

- (1) 予算執行状況及び事務事業について
概ね適正に執行されていた。

2 行政監査

- (1) プロポーザル方式を活用した契約の実施状況について
個別の実施は概ね適正に執行されているが、市としての統括的な基準が無く担当部署の裁量で実施されていた。
- (2) 物品・消耗品等の調達方法について
概ね適正に執行されていたが、一部で効率性やリスク認識を持たず執行していた。

第 10 意見・要望等

今回の定期監査においては、「第 3 監査の目的」に記載のとおり 3 つのテーマを設定し監査を実施した結果、概ね適正に執行されていると認められた。

しかし、監査の過程で次の点において、運用上検討を要すると思われる。

プロポーザル方式を活用した契約の実施状況について（要望）

プロポーザル方式は、事業者からの企画提案等を審査し、最も適切な創造力・技術力・経験などを持つ事業者を選定する方法である。多様化、高度化する行政ニーズに対応するために有効であり、今後プロポーザル方式による契約は増えていくことが予想される。

本市における令和元年度から 3 年度における公募式プロポーザル方式の契約は、次のとおりである。

No.	課 名	事 業 名	実施年度
1	税務課	かほく市納税コールセンター業務	令和 3 年度
2	子育て支援課	かほく市こども屋内運動施設指定管理業務委託	令和 2 年度
3		認定こども園施設整備事業補助金	令和 2 年度
4	長寿介護課	看護小規模多機能型居宅介護	令和 3 年度
5	都市建設課	かほく市谷公園屋内遊び場整備工事（遊具等設置工事）	令和 2 年度
6	スポーツ文化課	（仮称）かほく市総合体育館整備事業における P P P / P F I 導入可能性調査業務委託	令和元年度
7		（仮称）かほく市総合体育館民間事業者募集選定アドバイザー業務委託	令和元年度
8		（仮称）かほく市総合体育館等整備・運営事業	令和 2 年度
9		（仮称）かほく市総合体育館整備事業設計建設モニタリング及び直接協定締結支援業務委託	令和 3 年度

各事例を監査した結果、大きな流れは一致しているものの、各事務手続きにおいては、基本的事項であっても担当部署によって異なる点もあり、統一性に欠ける点もあった。

加えて

- ・応募者が 1 者にとどまり、プロポーザルの利点が十分に発揮されない
- ・担当課のみで契約手続きが実施され内部統制が働きにくい
- ・統一したガイドラインが無いため準備に時間を要する
- ・選定結果の公表をしない

などといった状況は、公平性・透明性・効率性に課題があり、場合によっては誤った事務処理に繋がるリスクがある。

これは、全庁的なプロポーザル方式に関する指針が示されていないことが大きな要因と推測される。

事業者選定にかかる新たな手法を取り入れ行政サービスの向上を図ることは評価できるものの、未然にこれらの課題に対処することが必要である。

そこで次の点について要望を述べるので検討願いたい。

プロポーザル方式による事務手続きの公平性、透明性を確保し、より効果的・効率的に事業を実施するため、「プロポーザル方式の実施に関するガイドライン（手続き等に必要とするべき基本事項を定めたもの）」を策定し、適切な事務の推進と内部統制に努めて頂きたい。

なお、かほく市を除く県内10市の状況については、10月時点で2市において既にガイドラインを策定しており、ほかの自治体でも策定を検討中である。

最後に、今後も効率的で適正かつ円滑な事務執行のもと、より信頼性の高い行政事務が確保されることを期待する。